

令和5年5月11日

医学科学生 各位

令和5年度授業実施について

医学部長

新型コロナウイルス感染症が5月8日から5類に移行することに伴い、授業実施について以下のとおりお知らせします。

ただし、今後の感染状況等により、内容を見直すことがあります。

なお、臨床実習中の学生については、病院のルールに従ってください。

記

1. 授業の実施形態は、対面形式を主とする。
2. 講義室、研究室等における収容人数は、通常使用時の人数とする。
3. 対面形式の授業や試験におけるマスクの着用は求めない（学生個人の判断に委ねる）。
ただし、第3講義室、第4講義室での講義等、病院敷地内に立ち入る場合は、不織布マスクを着用すること。
4. 新型コロナウイルスにかかった場合の登学（出席）停止期間について
発症の翌日から5日を経過し、かつ、症状軽快後（熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快した後）24時間を経過するまで登学（出席）停止期間とする。
なお、発症から10日間を経過するまでは、不織布マスクを着用すること。
5. 登学（出席）停止期間における授業・定期試験等の対応は、次のとおりとする。
授業の欠席については、欠席届を提出すること。なお、欠席届には証明書（医療機関を受診したことがわかるものであれば、領収証等でも可）を添付すること。
定期試験の欠席については、追試験願を提出すること。なお、追試験願には証明書（診断書）を添付すること。